

幕別町・忠類村合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 幕別町及び忠類村(以下「関係町村」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の名称)

第2条 協議会は、幕別町・忠類村合併協議会と称する。

(協議会の事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 関係町村の合併に関する協議
- (2) 合併特例法第5条の規定による市町村建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、関係町村の合併に関し必要な事項

(協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は、幕別町本町129番地の2幕別中央会館内に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長)

第6条 会長は、関係町村の長の協議により、関係町村の長のうちからこれを選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長は、非常勤とする。

(副会長)

第7条 副会長は、関係町村の長のうちから前条の規定により会長に選任された者を除く者をもって充てる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 3 副会長は、非常勤とする。

(委員)

第8条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 関係町村の長
 - (2) 関係町村の助役
 - (3) 関係町村の議会の議長及びそれぞれの議会が選出する議員各2名
 - (4) 関係町村の長が推薦する学識経験を有する者各6名
- 2 委員は、非常勤とする。

(会議)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(会議の運営)

第10条 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮りこれを定める。

(小委員会)

第11条 協議会は、その事務の一部について調査、審議等を行うため小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮りこれを定める。

(幹事会)

第12条 会議に提案する事項について、必要な協議又は調整を行うため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の組織及び運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(専門部会)

第13条 第3条各号に掲げる事項を専門的に協議又は調整するため、協議会に専門部会を置く。

2 専門部会の組織及び運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第14条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の事務に従事する職員は、関係町村の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 事務局の組織及び運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第15条 協議会に要する経費は、関係町村の長が協議して関係町村がそれぞれ負担する。

(監査)

第16条 協議会の出納の監査は、関係町村の長が協議して関係町村の監査委員のうち2名に委嘱して行う。

2 前項の規定により委嘱を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第17条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第18条 会長、副会長、委員、監査委員及び第9条第4項の規定により会議に出席する者は、報酬及び費用弁償を受けることができる。

2 前項の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法等については、会長が別に定める。

(協議会の解散の場合の措置)

第19条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則(平成15年12月25日)

この規約は、告示の日から施行する。

附 則(平成16年11月25日)

この規約は、告示の日から施行する。